

議案第 8 8 号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項第1号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則 （電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。